災害に強い安心・安全なまちづくりをめざして

道路は、人や車の通行という本来の目的のほか、私たちの日常の生活において、風通しや日当たりなど良好な住環境を確保したり、災害等の避難通路や救助活動等をするうえで大切な役割を担っています。

しかしながら市内の道はば（道路幅員）の狭い道路では、建物を建築するときに、敷地の一部を道路用地として後退しているにもかかわらず、後退した部分の整備や適切な管理がされていないことによって、「救急車や消防車が通れない」「地震の際の避難の妨げになる」などさまざまな問題を抱えています。

そこで本市では、建築確認申請時に４メートルに満たない道路（『狭あい道路』といいます。）で、**建築基準法により後退した用地を、市に寄附などをして頂くことにより、生活道路の拡幅整備を行う『狭あい道路拡幅整備事業』をスタート**（平成20年10月1日施行）することになりました。

この事業は、市民の皆様と松山市の協働により、道路の重要な機能を保つことで、安心・安全なまちづくりをめざすものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

狭い道では…

災害等の緊急時

- 消防車や救急車が入りにくい。
- 避難や救助活動ができにくい。
- 火災時に延焼しやすい。

日常の生活時

- 歩行者や自転車の通行が危険。
- 車の離合ができにくい。
- 風通しや日当たりが悪い。